資料１

富里市学校適正配置検討委員会

第２回資料（諮問内容に関する国の動向等について）

１　学校適正規模・適正配置に係る国の動向について・・・・・・１Ｐ

２　学校規模による利点（メリット）と課題（デメリット）・・・４Ｐ

３　学校の適正規模に係る近隣市の状況・・・・・・・・・・・・６Ｐ

４　本市の学校規模の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・７Ｐ

５　本市の学校配置の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・８Ｐ

６　学校規模及び配置の課題解消手法例・・・・・・・・・・・・９Ｐ

諮問内容に関する国の動向等について

１　学校適正規模・適正配置に係る国の動向について

国において、少子化等の進行等を踏まえ、平成２７年１月に文部科学省から、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「国の手引」という。）が通知され、各学校設置者が地域の実情に応じた学校教育のあり方や、学校規模を主体的に検討するための基本的方向性や留意点が示されました。

国の手引では、小学校は、複式学級を解消するため、少なくとも１学年１学級以上であることが必要としつつ、クラス替えや同学年に複数教員を配置する必要性などから、１学年２学級以上（１２学級以上）が望ましいとされています。

また、中学校においては、クラス替えを可能とするためには、１学年２学級以上であることが必要としつつ、免許外指導をなくし、教科担任による学習指導を行うためには、少なくとも９学級以上を確保することが望ましいとされています。

なお、適正な学校規模等の考え方について、国の法令等では、それぞれ下記のとおり示されています。

・法令等から見た学校の適正規模・適正配置の考え方

① 学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部科学省令第11号）

第４１条　小学校の学級数は、１２学級以上１８学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第７９条　第４１条（中略）の規定は、中学校に準用する。（以下略）

② 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年6月27日政令第189号）

（適正な学校規模の条件）

第４条　法第３条第１項第４号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

（１）学級数がおおむね１２学級から１８学級までであること。（以下略）

（２）通学距離が、小学校にあってはおおむね４キロメートル以内、中学校にあってはおおむね６キロメートル以内であること。

③ 学級数による学校規模の分類（公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引きから引用）

学校規模の分類	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
学級数	小学校１～５ 中学校１～２	小学校６～１１ 中学校３～１１	１２～１８	１９～３０	３１学級以上

④ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年5月1日法律第116号）

（学級編制の標準）

学校の種類	学級編制の区分	１学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	35人　※R7年度から全ての学年で学級編制の標準学級が35人となりました。
	2の学年の児童で編制する学級（複式学級）	16人 （第１学年の児童を含む学級の場合８人）
中学校	同学年の生徒で編制する学級	40人→35人　※R8年度から段階的に35人学級が導入され、R10年度、全学年で35人学級。
	2の学年の生徒で編制する学級（複式学級）	8人

⑤ 学校適正規模の目安

国の手引き等で、学校規模が標準を下回る場合の対応の目安として、下記のとおり示されています。

小学校

区分		通常学級数	状況	対応の目安（抜粋）
小規模校	過小	１～５	複式学級が存在する。	教育上課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づける適否を速やかに検討する必要がある。 地理的条件等、統合困難な事情がある場合、小規模校のメリット最大化、デメリットの解消・緩和策検討、実施。
		６	クラス替えができない。	教育上課題があり、児童数が少ない場合、学校統合等により適正規模に近づける適否を速やかに検討する必要がある。 地理的条件等、統合困難な事情がある場合、小規模校のメリット最大化、デメリットの解消・緩和策検討、実施。
		７～８	全学年ではクラス替えができない。	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め、今後の教育環境のあり方を検討する必要。
		９～１１	半分以上の学年でクラス替えができる。	児童数予測等を加味し今後の教育環境の在り方を検討。
適正規模		１２～１８	クラス替えができる。	
大規模校		１９～３０		
	過大	３１以上		

中学校

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>通常学級数</th><th>状況</th><th>対応の目安（抜粋）</th></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="2">過小</td><td>１～２</td><td>複式学級が存在する。</td><td>教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
地理的条件等、統合困難な事情がある場合、小規模校のメリット最大化、デメリットの解消・緩和策検討、実施。</td></tr>
<tr><td>３</td><td>クラス替えができない。</td><td>教育上課題があり、児童数が少ない場合、学校統合等により適正規模に近づける適否を速やかに検討する必要がある。
地理的条件等、統合困難な事情がある場合、小規模校のメリット最大化、デメリットの解消・緩和策検討、実施。</td></tr>
<tr><td colspan="2">小規模校</td><td>４～５</td><td>全学年ではクラス替えができる学年が少ない。</td><td>学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め、今後の教育環境のあり方を検討する必要。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>６～８</td><td>全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる。</td><td>学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理し、今後の教育環境のあり方を検討する必要がある。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>９から１１</td><td>全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置や、免許外指導の解消が可能となる。</td><td>教育上の課題を整理した上で、今後の教育環境のあり方を検討する必要がある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">適正規模</td><td>１２～１８</td><td colspan="2">クラス替えが可能で、専任の教科担任を配置できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">大規模校</td><td>１９～３０</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>過大</td><td>３１以上</td></tr>
</table>

２　学校規模による利点（メリット）と課題（デメリット）

⑴ 小規模校の一般的なメリット・デメリットについて

	メリット	デメリット
学習面	○児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○集団の中で、多様は考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○１学年１学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。
	○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	○運動会などの学校行事や音楽活動に制約が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員が配置しにくい。 ○児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。
		○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
生活面	○児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。	○クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ○切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。
	○児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学校運営面・財政面	○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。	○教職員が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・切磋琢磨等が行いにくい。 ○一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ○教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。
	○施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	○子ども一人ひとりにかかる経費が大きくなりやすい。
その他	○保護者や地域社会との連携が図りやすい。	○ＰＴＡ活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

出典：中央教育審議会初等中等教育分科会
小中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会第８回資料

⑵ 大規模校の一般的なメリット・デメリットについて

	メリット	デメリット
学習面	○集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。	○全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ○児童・生徒数、教職員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。	○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
	○様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。	
生活面	○クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ○切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。	○学年内・異学年間の交流が図りにくい。
	○学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。	○全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
学校運営面・財政面	○教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・切磋琢磨等が行いやすい。 ○校務分掌を組織的に行いやすい。 ○出張、研修等に参加しやすい。	○教職員相互の連絡調整が図りにくい。
	○子ども一人ひとりにかかる経費が小さくなりやすい。	○特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
その他	○ＰＴＡ活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。	○保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

出典：中央教育審議会初等中等教育分科会

小中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会第８回資料

３　学校の適正規模に係る近隣市の状況

県内近隣市における、「目標とすべき学校適正規模の設定数」は、下記のとおりです。

なお、自治体の規模による学校数の差異があるものの、各市ともに、小学校では１２学級以上、中学校では６学級から１８学級を、目標とすべき学校適正規模として設定されていることが伺えます。

市名	人口	小学校		中学校		目標とすべき学校適正規模の設定数
		学校数	児童数	学校数	生徒数	
富里市	50,037人	7校	1,902人	3校	1,091人	※平成２６年２月、富里市立学校の適正配置について（答申）の文中に、国の法令等に係る記載あり。 国：１２学級から１８学級
成田市	133,558人	21校	5,782人	10校	3,386人	小学校１２～１８学級 中学校１２～１８学級
印西市	112,735人	18校	8,108人	9校	3,329人	小学校１２～２４学級 中学校１２～２４学級
佐倉市	168,238人	23校	6,813人	11校	3,817人	小学校１２～１８学級 中学校９～１２学級
四街道市	96,580人	12校	5,285人	5校	2,550人	小学校１２～１８学級 中学校１２～１８学級
八街市	66,082人	9校	2,264人	4校	1,257人	令和8年度適正規模・配置検討の中で設定予定
白井市	61,492人	9校	2,936人	5校	1,742人	小学校１２～１８学級 中学校１２～１８学級
大網白里市	46,900人	7校	1,919人	3校	1,018人	小学校１２～１８学級 中学校６～１８学級
匝瑳市	32,477人	10校	1,188人	3校	735人	小学校１２学級以上 中学校６学級以上
山武市	46,480人	11校	1,534人	4校	874人	小学校１２学級以上 中学校９学級以上
香取市	68,218人	15校	2,314人	7校	1,368人	小学校１２学級以上 中学校１２～１８学級
旭市	60,647人	15校	2,557人	5校	1,393人	小学校１２～１８学級 中学校１２～１８学級
東金市	56,183人	8校	2,129人	4校	1,255人	小学校１２学級以上 中学校１２学級以上
茂原市	84,660人	12校	3,113人	5校	1,868人	小学校１２～１８学級 中学校９～１８学級

※人口：R8年5月1日　各市の住民基本台帳より。

※学級数・児童生徒数：R8年5月1日

※目標とすべき学校適正規模の設定数：各市ホームページ等より。

4　本市の学校規模の状況

⑴ 各小・中学校を法令等に当てはめた場合の学校規模の分類

令和８年度及び令和１４年度の見込みで、富里市の各小・中学校の通常学級数を、各法令等の学校規模に当てはめた場合、その分類は下記の表のとおりとなります。

令和１４年度の推計では、全体として児童数の減少と共に、学級数が減少する学校が現れており、浩養小学校が５学級以下に、日吉台小学校が６学級、富里中学校が12～18学級の欄へ移る推計となっています。

なお、浩養小学校は、小規模特任校の申請件数を考慮していない推計であることから、学級数の変動は下記の表とは異なる場合があります。

① 小学校

年度	区分	小規模校			適正規模校	大規模校	
		過小					過大
	通常学級数	5学級以下	6学級	7～11学級	12～18学級	19～30学級	31学級以上
R8年度	現状 74学級		富里第一小(6) 浩養小(6) 根木名小(6)		富里南小(12) 日吉台小(12) 七栄小(11)	富里小(21)	
R14年度	推計 63学級	浩養小(4) ※小規模特認校の申請件数を計上しない場合	富里第一小(6) 日吉台小(6) 根木名小(6)		富里南小(12) 七栄小(12)	富里小(17)	

※（ ）は通常学級数

※令和５年度以降、浩養小学校においては、複式学級を解消する目的で、各学年に１人ずつ担任を置く必要性から、市会計年度任用職員として小規模特認校講師を１名配置している。

② 中学校

年度	区分	小規模校			適正規模校	大規模校	
		過小					過大
	通常学級数	3学級以下	4～5学級	6～11学級	12～18学級	19～30学級	31学級以上
R8年度	現状 34学級			富里北中(6) 富里南中(8)		富里中(20)	
R14年度	推計 29学級			富里北中(6) 富里南中(6)	富里中(17)		

※（ ）は通常学級数

５　本市の学校配置の状況

国の手引では、学校配置を考える上で重要な要素である、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね４㎞以内、中学校でおおむね６㎞以内という基準を通学距離に対しての学校配置基準ととらえております。

本市は、東西の距離が直線で約10㎞、南北の距離が直線で約11㎞であり、小学校の配置としては、中部に富里小学校、富里第一小学校、根木名小学校、七栄小学校、北部に日吉台小学校、南部に富里南小学校、浩養小学校を配置している。

通学距離としては、おおむね４㎞以内を確保しているが、富里小学校の一部学区と平成２９年度に廃校となった洗心小学校の学区を統合した、富里南小学校の一部学区において、４㎞を超える通学距離となっており、富里小学校では、公共交通バスの利用、富里南小学校では、スクールバスの運行により、遠距離通学の問題解消に取組んでいる。

中学校の配置としては、中部に富里中学校、北部に富里北中学校、南部に富里南中学校と各１校ずつ配置されており、おおむね６㎞以内を確保している。

中学校については、各学校において通学距離に応じ自転車による通学を認めており、体力的な面からも小学生に比べてより遠距離の通学が可能となっている。

なお、本市の各中学校区においては、中学校を核として小・中学校が緊密に連携するとともに地域の実態を踏まえた教育の一層の充実を図っている。

６　学校規模及び配置の課題解消手法例

文部科学省の資料や、他市町村の事例から、学校の適正規模及び配置の手法について整理しました。

⑴ 就学区域の見直し

就学区域の見直しは、学校規模に合わせた児童生徒数の調整、通学の距離や安全性、小中連携の円滑化を主な目的として実施されます。隣接する学校が適正規模を満たしていない場合は効果が薄く、規模の大きい学校と小さい学校が隣接しているような場合に有効な手法の一つと言えます。

また、人口が特定の地域に集中していると、最寄りの学校と就学指定校との距離に大きな差が出てしまうという課題も生じます。

利用する施設の数も変わらないことから、基本的に維持管理・更新等の経費変わりません。

なお、就学区域の見直しの検討に当たっては、長年に渡って通学区域が地域に定着し、地域コミュニティなども形成されていることに配慮する必要があります。

⑵ 学校選択制

学校選択制には、主に５つの手法があります。

① **自由選択制**：市内全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるものです。選択の自由度が高い一方、特定の学校へ児童・生徒数の偏在性が高まる可能性があります。

② **ブロック選択制**：市内をいくつかのブロックに分けて、そのブロック内で希望する学校への就学を認めるものです。自由選択制には及ばないまでも、一定の選択の自由があり、選択の幅が広いため、やはり児童生徒数が偏在する可能性があります。

③ **隣接区域選択制**：隣接する通学区域の学校に就学を認めるものです。通学距離が長くなり過ぎないので安全性が確保されやすく、地域コミュニティとの連携が大きく阻害されない等の長所がある一方、選択の自由度は低くなります。

④ **特認校制**：（４）小規模特認校の項を参照。

⑤ **特定地域選択制**：特定の地域に居住する児童生徒について、学校選択を認めるものです。大規模校の解消等が期待できますが、同一校区内での不平等や、児童生徒数の偏在化が生じる可能性があります。

⑶ 学校の統合

隣接校と統合することにより適正規模を満たそうとするもので、施設等の維持管理や更新等の経費が節減できるメリットがありますが、通学距離の増大等やそれに伴うスクールバスの運行経費の増などのデメリットも生じます。

統合には、主に次の３種類があります。

① **既存学校を活用**：既存の学校を活用することで、既存の学校の地域コミュニティが維持されて、施設も有効活用できる一方、通学距離が延びることや、統合の規模によっては施設を増設しなければならない場合があります。

② **新設統合**：新たな用地を確保して、複数校を統合して新設校を整備するものです。新設校のため、通学距離等にも配慮して立地を選ぶこととなりますが、立地の調整や新設費用等の負担が大きくなります。

③ **分離統合**：１校を分割して他の２つ以上の学校に統合します。どの地域で、どの学校に統合するかを検討することで、通学距離や学校規模の調整を図ることができますが、１つの学校を２つ以上に分割するため、学校の地域コミュニティが分割されることが考えられます。

⑷ 小規模特認校

小規模特認校制度は、特色ある教育活動を行っている小規模校について、学校区以外の市内全域から児童生徒の入学を認める制度です。一般的に特認校の前提となる、特色のある教育活動（地域の豊かな自然や文化の活用、地域住民の交流など）を実施する必要があります。

富里市においては、浩養小学校を、平成２７年４月から小規模特認校に指定しております。

⑸ 小中一貫教育

小学校と中学校の９年間の義務教育を一貫して行うことであり、義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校があります。小学校の６年間と中学校の３年間で分けるのではなく、小学校低学年の段階から中学校卒業までをイメージした教育や、小学校の頃の学習の姿を知った上での中学校の指導を行う、という点などが特徴として挙げられます。

施設の配置については、施設一体型、施設隣接型、施設分離型などがあります。

学校の適正配置の対応策

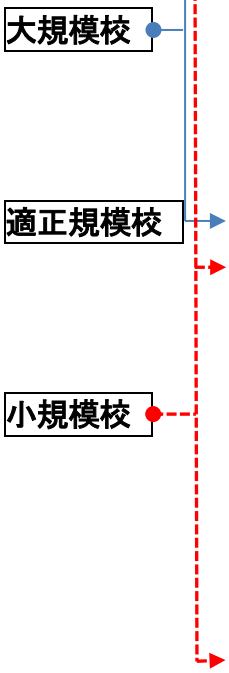

就学区域の見直し	**就学区域を見直す**	
学校選択制	**① 自由選択制**	当該市町村の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの。
	② ブロック選択制	当該市町村をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの。
	③ 隣接区域選択制	従来の就学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの。
	④ 特認校制	従来の就学区域は残したままで、特定の学校について、就学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの。
	⑤ 特定地域選択制	従来の就学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの。
学校の統合	**① 既存学校を活用**	既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を統合し、新設校を設置する。
	② 新設統合	新たな用地を確保し、複数校を統合し、新設校を整備する。
	③ 分離統合	３校以上の統合予定校のうち１校を分割して、他の学校に統合する。

※その他の対応策として、大規模校においては、「校舎の増改築」「校舎の新設」という手法もある。